

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○控除対象寄附金の指定	(税 務 課)	一
○生活保護法による介護機関の指定	(社会福祉課)	一
○農用地利用配分計画の認可の申請	(農業振興課)	二
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	二
○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調査の縦覧	(水産業振興課)	二
○所在地を確知できない建設業者の届出	(事業管理課)	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(教育庁生涯学習課)	三
選挙管理委員会		
○政治団体の届出		五
○政治団体の届出事項の異動届		五
○政治団体の解散届		六
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十九年分)		六
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十年分)		七
○資金管理団体の届出		七
○資金管理団体の届出事項の異動届		七

告 示

○宮城県告示第七百十九号

宮城県県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)第二十一条第一項の規定により、次の寄附金を個人県民税の寄附金税額控除の控除対象寄附金として指定したので、同条第六項の規定

により告示する。

平成三十年七月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 控除対象寄附金として指定した寄附金
公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパンに対する寄附金(平成三十年一月一日以後に寄附したものに限り。)

二 寄附金の相手方の法人の主たる事務所又は事業所の所在

○宮城県告示第七百二十号
東京都新宿区西新宿六丁目五番一号新宿アイランドタワー

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰

国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成三十年七月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 居宅療養管理指導

事業所の名称 たかぎ薬局鹿妻店	事業所の所在地 石巻市鹿妻南二丁目九一	申請者の名称 有限会社コスモスジャパン	申請者の所在地 仙台市青葉区立町十六一二十五一千百四	指定年月日 平成三十年二月二十日
--------------------	------------------------	------------------------	-------------------------------	---------------------

二 居宅介護支援

事業所の名称 ダイケア桜有限公司	事業所の所在地 岩沼市桜二丁目三番三十九号	申請者の名称 ダイケア桜有限公司	申請者の所在地 岩沼市桜二丁目三番三十九号	指定年月日 平成二十九年十月一日
---------------------	--------------------------	---------------------	--------------------------	---------------------

三 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称 たかぎ薬局鹿妻店	事業所の所在地 石巻市鹿妻南二丁目九一	申請者の名称 有限会社コスモスジャパン	申請者の所在地 仙台市青葉区立町十六一二十五一千百四	指定年月日 平成三十年二月二十日
--------------------	------------------------	------------------------	-------------------------------	---------------------

○宮城県告示第七百二十一号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成三十年七月二十日から平成三十年八月三日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年七月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 申請年月日

平成三十年七月六日

三 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部農業振興課）

○宮城県告示第七百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年七月二十日

一 解除に係る保安林の所在場所

牡鹿郡女川町横浦字名不知一二の一〇

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第七百二十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を平成三十年七月二十日から平成三十年八月三日まで縦覧に供する。

平成三十年七月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項

発起人の住所及び氏名 塩釜市浦戸寒風沢字湊一〇番地 長南 玉穂 塩釜市浦戸寒風沢字湊九八番地 内海 豊太郎	加入区 浦戸東部加入区	漁船損害等補償法第百十三条 第一項の申出をする漁業協同組合の名称 宮城県漁業協同組合 塩釜市浦戸東部支所	縦覧場所 宮城県塩釜市浦戸寒風沢字湊一三六
---	----------------	---	--------------------------

○宮城県告示第七百二十四号

次の建設業者については、その営業所の所在地を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により告示する。

この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、建設業の許可を取り消すことがある。
平成三十年七月二十日

一 商号又は名称等

宮城県知事 村 井 嘉 浩

商号又は名称及び代表者の氏名 株式会社リノベーション 菊池 祥幸 株式会社総合システム 三宅 瀧太郎	主たる営業所の所在地 仙台市青葉区本町上杉一丁目十五番八号 上杉アーバンハイツ百一号 仙台市青葉区本町一丁目十番二十八号	建設業許可番号 (宮城県知事許可) 般一二十五 第一万九千九百二十九号 般一二十八 第一万九千五百五十号
--	---	---

二 申出先

宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班
所在地 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
電話 ○二二一二一一三二一六（直通）

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成三十年七月二十日

一 入札に付する事項

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 調達案件の名称及び数量 宮城県美術館電力需給

年間約百六十三万二千二百二十五キロワット時

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成三十年十月一日から平成三十三年九月三十日まで

4 履行場所 宮城県仙台市青葉区川内元支倉三十四番一 宮城県美術館

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時まで宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及

び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。以下同じ。が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定により経済産業大臣の登録を受けている小売電気事業者であること。

9 入札に参加を希望する者は、8に掲げる事項を証する書類を平成三十年八月十五日（水）午後五時までに三の1の場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

10 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎二階 電話〇二二二二一三三三五）へ平成三十年八月六日（月）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所、問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

（宮城県行政庁舎十五階 宮城県教育庁生涯学習課管理調整班

（担当 奥山かえ 電話〇二二二二一三六五一）

2 入札説明書及び仕様書の交付期限 平成三十年七月三十一日（火）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成三十年七月三十日（月）午後五時までに1あて申し出ることに。

3 一般競争入札参加資格審査 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年八月十五日（水）午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限 平成三十年九月三日（月）午後五時まで（郵送により提出する場合は二重封筒とし、外封筒に入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること）。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札日時までに開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所 平成三十年九月四日（火）午前十時

宮城県行政庁舎十六階一六〇一会議室

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第十三条及び百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無
- 8 契約書作成の要否 要
- 9 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 10 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Electricity for the Miyagi Museum of Art (estimated annual usage of 1,632,225 kWh)
- 2 Contract Period : October 1, 2018 to September 30, 2021
- 3 Deadline and Location for Bid Submissions (in person) : September 4, 2018 (Tues.), 10 : 00 a.m. Miyagi Prefectural Government Building, Conference Room 1601
- 4 Deadline for Bid Submissions (by mail) : September 3, 2018 (Mon.), 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Information : Management Coordination Section, Life-Long Learning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi Prefecture 980-8423 JAPAN Tel: 022-211-3651
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese Yen only

選挙管理委員会

○宮選管告示第八十一号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成三十年七月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地
 自由民主党宮城支部 渡邊 拓 犬飼 拓哉 仙台市太白区西多賀一丁目一〇番地
 城島支部 渡邊 拓 犬飼 拓哉 仙台市太白区西多賀一丁目二二番地
 白区第三支部 渡邊 拓 犬飼 拓哉 仙台市太白区西多賀一丁目二九番地

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

届出年月日

平成三十年六月五日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日
 石塚まさしを囲む会 安住 政之 竹谷 英昭 多賀城市八幡三丁目一〇番地 平成三十年六月二十九日
 春信の会 境 恒春 愛甲 香純 気仙沼市福美町二丁目三番地 平成三十年六月二十五日
 大志会 菅井 茂 足立 宏文 仙台市青葉区本町一丁目八番地 平成三十年四月十六日

○宮選管告示第八十二号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成三十年七月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日
 国民民主党宮城県第4区総支部 竹谷 英昭 政治団体の名称 国民民主党宮城県第4区総支部 平成三十年六月八日
 自由民主党宮城県支部連合会桜会支部 佐藤 里見 主たる事務所 仙台市泉区南光台東二丁目三番地 仙台市泉区上谷刈字向原七丁目一五番地 平成三十年六月一日

代表者の氏名 佐藤 里見 伊藤 忠雄

自由民主党宮城県原理学療法士連盟支部 羽田 智大 主たる事務所 仙台市泉区泉中央一丁目九番地 仙台市泉区桂一丁目一四番地 平成三十年六月一日

代表者の氏名 羽田 智大 榊 望

会計責任者の氏名 東海林智也 羽田 智大

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日
 明日の宮城の農村を考える会（宮城県土改良政治連盟） 伊藤 康志 主たる事務所 仙台市宮城野区東仙台六丁目一八番地 仙台市若林区荒井南三丁目三番地 平成三十年六月二十五日

菅原博信後援会	菅原 博信	主たる事務所の所在地	気仙沼市高井二一―一九	平成二十九年九月一日
大志会	菅井 茂	会計責任者の氏名	三塚 俊弘	平成三十年四月一日
坂東たけひこ後援会	坂東 毅彦	国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成二十九年十二月十五日
宮城県商工政治連盟 大河原支部	櫻井 俊寛	代表者の氏名	櫻井 俊寛	平成三十年五月二十三日
宮城県商工政治連盟 七ヶ宿支部	今野三喜男	主たる事務所の所在地	刈田郡七ヶ宿町字瀬見原七九	平成三十年六月十八日
宮城県理学療法士連盟	羽田 智大	主たる事務所の所在地	仙台市泉区泉中央一―九一―四	平成三十年四月十八日
山田ひろのぶ後援会	齋藤 邦男	主たる事務所の所在地	巨理郡巨理町字中町五五	平成三十年六月一日
○宮選管告示第八十三号				
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次とおり政治団体が解散した旨届出があった。				
			宮城県選挙管理委員会	
委員長	伊 東 則 夫			
(一) 政党の支部				
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日		
民進党宮城県第6区総支部	桜井 充	平成三十年五月三十一日		
(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）				
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日		

坂東たけひこ後援会

○宮選管告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成三十年七月二十日

宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

(政党の支部)

民進党宮城県第6区総支部
国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号
公職の候補者の氏名 桜井 充
公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員
報告年月日 30. 2. 23 (30. 5. 31解散)

- 1 収入総額 3830,348
- 前年繰越額 1,219,048
- 本年収入額 2,611,300
- 2 支出総額 3,541,422
- 3 本年収入の内訳 (70人) 158,000
- 個人の党費・会費 2,400,000
- 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 2,400,000
- 民進党宮城県総支部連合会
- その他の収入 53,300
- 一件十万円未満のもの 53,300
- 4 支出の内訳
- 経常経費 3,492,566
- 人件費 2,292,750
- 光熱水費 157,949
- 備品・消耗品費 214,615
- 事務所費 827,252

政治活動費	48,856
組織活動費	21,942
機関紙誌の発行その他の事業費	26,914
宣伝事業費	26,914

(その他の政治団体)

坂東たけひこ後援会
報告年月日 30. 4. 2 (30. 4. 1解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

○宮選管告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成三十年七月二十日

宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫
政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

(政党の支部)

民進党宮城県第6区総支部
国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号

公職の候補者の氏名 桜井 充

公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員

報告年月日 30. 6. 6 (30. 5. 31解散)

1 収入総額	1,509,286
前年繰越額	288,926
本年収入額	1,220,360
2 支出総額	1,509,286
3 本年収入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	1,220,360
民進党宮城県総支部連合会	1,220,360
4 支出の内訳	

経常経費 1,472,750

人件費 924,500

光熱水費 32,049

備品・消耗品費 79,028

事務所費 437,173

政治活動費 36,536

組織活動費 4,536

機関紙誌の発行その他の事業費 32,000

宣伝事業費 32,000

(その他の政治団体)

坂東たけひこ後援会
報告年月日 30. 4. 2 (30. 4. 1解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

○宮選管告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成三十年七月二十日

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
恒春	宮城県議会議員	春信の会	気仙沼市福美町二一三三	平成三十年六月二十五日

○宮選管告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成三十年七月二十日

宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫

資金管理団 体の届出を した者の氏 名	資金管理団 体の 称	異動事項	異動年月日
菅原 博信	菅原博信後援会	新	
主たる事務 所の所在地	一 気仙沼市高井二 一 一 九	旧	平成二十九 年九月一日